

Q5. 都道府県内で「多重債務者対策本部(又は協議会)」の実施状況等についてお答え下さい。 ②多重債務者対策本部(又は協議会)の参加者を自由回答欄にご記入下さい。(前回調査時から変更点がない場合は回答不要)	
茨城県	(構成員) 県: 広報広聴課県民情報センター長、総務課私学振興室長、税務課長、市町村課長、生活文化課長、消費生活センター長、厚生総務課国民健康保険室長、福祉指導課長、子ども家庭課長、障害福祉課長、産業政策課長、労働政策課長、住宅課長、病院局経営管理課長、義務教育課長、高校教育課長、生涯学習課長、保健体育課長、警察本部生活環境課長 市町村: 水戸市消費生活センター長、鉾田市産業経済課長 その他: 水戸財務事務所、法テラス茨城地方事務所、茨城県弁護士会及び茨城司法書士会が指名する者 (オブザーバー) 日本貸金業協会茨城県支部
新潟県	前回から、新潟県労働者福祉協議会、新潟県社会福祉協議会、日本貸金業協会新潟県支部、新潟労働局が追加
長野県	長野県多重債務者対策協議会 長野県弁護士会 長野県司法書士会 日本司法支援センター長野地方事務所 ヤミ金融を告発する長野県連絡会 長野県クレジット・サラ金、高利商工ローン被害をなくす会 連絡協議会 長野県労働者福祉協議会 (社)長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会 日本貸金業協会長野県支部 (社)長野県銀行協会 長野県信用金庫協会 長野県信用農業協同組合連合会 長野県労働金庫 (株)ゆうちょ銀行信越エリア本部 財務省関東財務局長野財務事務所 長野県警察本部生活安全部 長野県教育委員会事務局 長野県健康福祉部 長野県商工労働部 長野県企画部 長野県消費生活センター 長野県金融広報委員会 総務省信越総合通信局 長野市 松本市
静岡県	県、県教委、県警、財務省東海財務局静岡財務事務所、日本司法支援センター静岡地方事務所、市長会、町村会、政令市、県弁護士会、県司法書士会、県労働者福祉協議会、静岡クレジット・サラ金被害をなくす会、静岡県労働金庫、県社会福祉協議会、日本クレジットカウンセリング協会静岡センター
鳥取県	県弁護士会・県司法書士会・法テラス鳥取・県銀行協会・日本貸金業協会県支部・暴力追放県民会議・県社協・鳥取財務事務所・市担当課・庁内関係課
広島県	31名参加
山口県	民間(山口県弁護士会、山口県司法書士会、日本司法支援センター山口地方事務所、日本貸金業協会山口県支部、山口県金融広報委員会)、 国(中国財務局山口財務事務所)、 山口県(環境生活部次長、環境生活部県民生活課、総務部学事文書課、健康福祉部厚政課、健康福祉部健康増進課、健康福祉部こども未来課、商工労働部経営金融課、商工労働部労働政策課、消費生活センター)、 教育庁(教育委員会義務教育課、教育委員会高校教育課)、 警察本部(警務部警察県民課、生活安全部生活安全企画課、生活安全部生活環境課)
高知県	高知弁護士会、高知県司法書士会、高知県金融広報委員会、高知クレジット・サラ金被害者の会「高知うろこ(鱗)の会」、日本司法支援センター高知地方事務所、財務省四国財務局高知財務事務所、高知市市民相談センター、地域福祉部、文化生活部、高知県立消費生活センター、商工労働部、教育委員会事務局、警察本部生活安全部、高知市社会福祉協議会
長崎県	県弁護士会 県司法書士会 日本司法支援センター長崎地方事務所 県社会福祉協議会 日本貸金業協会長崎県支部 県金融広報委員会 県労働者福祉協議会 福岡財務支局 長崎財務事務所 長崎市消費者センター 佐世保市消費生活センター 諫早市消費生活センター 島原市消費生活センター 大村市消費生活センター 五島市消費生活センター 雲仙市消費生活センター 南島原市消費生活センター 市長会 町村会 県警察本部生活環境課 県こども家庭課 県学事振興室 県税務課 県福祉保健課 県国保・健康増進課 県長寿社会課 県障害福祉課 県商工金融課 県住宅課 県教育環境整備課 県義務教育課 県高校教育課 県体育保健課 県食品安全・消費生活課

熊本県	熊本県弁護士会、熊本県司法書士会、日本司法支援センター熊本地方事務所、熊本県市町村社会福祉協議会連合会、熊本県労働者福祉協議会、NPO法人熊本クレ・サラ被害をなくす会、熊本多重債務対策協議会(熊対協)、NPO法人お金の学校くまもと、グリーンコープ生活協同組合くまもと、九州財務局(財務広報相談官、金融監督第三課)、熊本県警本部、熊本市、熊本県(会長:環境生活部県民生活局長、構成所属:税務課、健康福祉政策課、精神保健福祉センター、消費生活課、教育委員会教育政策課)(委員19名)
-----	---

Q5. 都道府県内で「多重債務者対策本部(又は協議会)」の実施状況等についてお答え下さい。

③多重債務者対策本部(又は協議会)の実施状況(分科会の開催状況などを含む)について、ご自由にご記入下さい。(前回調査時から変更点がない場合は回答不要)

茨城県	平成23年度上半期については、部会(分科会)の開催はなく、協議会のみで開催とした。
群馬県	平成22年度には、平成22年5月28日、平成23年2月14日、3月14日の計3回ワーキンググループを開催し、県と県内各市町村が実施している多重債務者向け無料法律相談会での相談実績や受任件数、相談者の属性等について情報の共有と総括を行うとともに、平成23年度に向けた取組方針を協議した。平成23年度については、現時点でワーキンググループを1回開催(4月27日)しており、「相談窓口の整備・強化」、「セーフティネット貸付け等の提供」、「予防のための金融経済教育の強化」、「ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化」等の取組方針を確認した。
東京都	多重債務問題対策協議会:0回 相談部会:1回 生活再建部会:0回 金融経済教育部会:0回 貸金業部会:1回 情報連絡部会:0回
神奈川県	・神奈川県多重債務者対策協議会 平成23年5月16日開催 ・神奈川県多重債務者対策協議会「多重債務相談担当者連絡会」平成23年7月27日開催
新潟県	平成23年6月22日 第1回新潟県多重債務者対策連絡会議 平成23年9月28日 第2回新潟県多重債務者対策連絡会議
石川県	7月20日多重債務問題対策協議会開催
長野県	8月2日 長野県多重債務対策協議会を開催 ・県の多重債務者対策事業について ・改正貸金業法施行後1年の状況について ・セーフティネット貸付の状況について ・関係施策との連携について ・ヤミ金対策の協会について
岐阜県	年度当初の会議にかえて、文書にて協力依頼を行った。
滋賀県	平成23年度第1回滋賀県多重債務問題対策協議会 7月20日開催
兵庫県	地域別多重債務者対策協議会を8回開催
鳥取県	H23.7.12 多重債務・ヤミ金融問題等対策協議会 開催
山口県	今年度は、協議会の開催に代えて、構成団体の取組状況等の資料配付をもって、情報の共有化を図った。
愛媛県	開催日時 23年6月6日(月)13:30～ 開催場所 愛媛県男女共同参画センター 議事内容 各団体、関係団体の取組状況、無料相談会の実施について
高知県	平成23年度第1回高知県多重債務者対策協議会 日程:平成23年8月2日 会場:高知県民文化ホール 多目的室

<p>熊本県</p>	<p>(1)平成23年度第1回熊本県多重債務者対策協議会専門部会(H23.5.23) 議題:①協議会設置要綱等の改正について ②平成22年度活動報告について ③平成23年度活動計画について ④各団体・機関の取組みについて ⑤市町村多重債務相談窓口アンケートの結果について(報告) ⑥多重債務者生活再生支援事業について(報告) その他</p> <p>(2)第6回熊本県多重債務者対策協議会(H23.7.15) 議題:①協議会設置要綱の改正について ②平成22年度活動報告について ③平成23年度活動計画について ④各団体・機関の取組みについて ⑤市町村多重債務相談窓口アンケートの結果について(報告) ⑥多重債務者生活再生支援事業について(報告) ⑦ヤミ金対策について その他</p>
<p>沖縄県</p>	<p>ヤミ金融被害防止対策会議と合同会議を開催した。県内クレジットカード会社で構成する協議会も参加しクレジットカード現金化問題等を協議した。</p>

Q6. 協議会の取組みのうち、貴自治体独自の施策があれば、ご自由にご記入下さい。	
山形県	多重債務者無料相談会周知のラジオ放送
茨城県	多重債務の相談者に対して日本貸金業協会が実施している生活再建支援カウンセリングを紹介いただくよう、茨城県多重債務者対策協議会より各市町村消費者行政担当課あて依頼し、相談者の生活再建支援までつなぐための体制構築を図っている。
群馬県	県及び各市町村で実施している多重債務者向け法律相談会では、弁護士や司法書士による「債務整理相談」と、借金生活から抜け出すため、陥らないための収入に見合った家計の改善方法などについて多重債務者支援団体がアドバイスをする「生活の建て直し相談会」、そして多重債務者の精神的負担を軽減することを目的とした、県こころの健康センター等による「こころの健康相談」を組み合わせることで、多重債務者が抱える問題の総合的な解決を目指した相談サービスを提供している。
東京都	多重債務の相談者の状況に応じて、弁護士会など法律専門相談窓口確実につなぎ、その後のフォローまで行なう「東京モデル」の実施。
新潟県	多重債務者が借金による生活不安と合わせて抱えていることが多い問題(犯罪被害、精神的な悩み、税金等の滞納、求職、生活資金不足等)について相談、支援に応じる県内の機関を紹介する冊子「多重債務者支援機関一覧」を作成し、市町村、関係機関、庁内各課へ配布(5,000部)
長野県	県内3箇所(長野市、松本市、上田市)のパーソナル・サポート・センターとの連携体制の
滋賀県	多重債務者無料相談会 ヤミ金チラシはがし
兵庫県	合同無料相談会の開催: 弁護士・司法書士による債務整理を中心に、家計管理相談、こころの相談にも対応。事業者の相談にも対応。
熊本県	(1) 多重債務無料相談会の開催 主催: 熊本県多重債務者対策協議会、県、市町村、九州財務局、弁護士会、司法書士会 内容: 専門家による法律相談、経営指導員による事業者向け相談、臨床心理士によるこころの健康相談。9月～12月に県内4会場で多重債務者相談強化キャンペーン及び自殺予防週間にあわせて開催。 (2) 行政職員向け多重債務講義の実施 税務、福祉職員の研修会において協議会委員による多重債務講義を実施。 (3) 多重債務相談窓口の周知・啓発用カードの作成、配布 協議会で各団体・機関の相談窓口を記載した名刺サイズのカードを毎年作成。市町村、庁内関係課、金融機関、協議会委員、関係団体等へ配布。
鹿児島県	今年度から、新たな取組として、ヤミ金融の利用防止等を目的に、街頭でのヤミ金融のはり紙撤去を実施することとした。

Q7.多重債務者対策本部(又は協議会)の活動を活性化させていくために、どのような方策が考えられるか、ご意見をご自由にご記入下さい。

広報・啓発活動に関する意見

静岡県
・多重債務者相談や捜査取締などに日々携わる各関係機関との情報交換を定期的に行い、必要な啓発広報等に継続的に取り組むことが肝要と考える。

関係部署・関係機関との連携等に関する意見

茨城県
・関係機関と日ごろから多重債務問題に関する情報を共有することで、各部局における多重債務者対策への意識のレベルを保ち、多重債務者の掘り起こし等を積極的に行っていく必要があるのではないかと感じる。

群馬県
・多重債務者はその性質上、その正確な数や実態を把握することが困難であるため、情報の共有や相談者の誘導等に関して、住民生活に最も密接な市町村等との連携体制をより一層充実・強化する必要があると考える。

新潟県
・全体的に多重債務相談件数は減少しているが、多重債務者は借金以外にも複合的な問題を抱えている場合が多い。今後は構成機関同士が互いの支援内容を把握し、「多重債務」だけに焦点を置かずに、幅広い角度から相談者をとらえ、構成機関同士で情報提供、つなぎ連絡を日常的に行うことが必要。

長野県
・多重債務者対策協議会にとどまらず、パーソナル・サポート・センターや市町村社協の活性化というように、地域全体で多重債務者や生活弱者を支えられるような仕組み作りが重要だと考える。

山口県
・今後は特に、住民に最も身近な市町の相談窓口の充実・強化を図る必要があるため、市町を構成員に加え、連携体制を構築する必要があると考える。

協議会の実施体制に関する意見

高知県
・協議会の全構成メンバーが、多重債務問題に主体的に関わることができる取組をつくる。

相談者の生活再建・セーフティネット制度に関する意見

栃木県
・多重債務相談は減少傾向にある。今後は金銭教育や生活支援制度の周知など、多重債務に陥る前の対応が重要であると考えます。

大阪府
・多重債務でなくても返済困難となり生活に困窮している方もいる。借り手側だけの対策を検討する場として協議会は一定の役割を果たした。今後は市場全体を見据え、市場の再構築を検討する視点が必要。

和歌山県
・多重債務者対策については多重債務者相談マニュアルの策定、貸金業法の改正等により一定の成果を上げてきており、今後については個人事業者向けの経営相談や生活困窮者向けの生活福祉資金の貸付等、多重債務者を生まないための方策を前面に押し出していく必要があると考える。

鹿児島県
・相談者に対する生活再建(家計管理、就労支援)を指導する機関を明確化
・セーフティネット(貸付)を充実することが必要と考える。

国・金融庁の取り組みに対する意見

熊本県
・国の多重債務問題対策政策に対する責務としての施策の実施と必要な財政措置(地方自治体及び民間団体に対するものを含む)。
・国の有識者会議の定期的な開催。
・地方自治体の自主的施策や民間団体の自主的取組に対する国からの補助金等の交付。

Q8.都道府県管内の自治体職員向けに、多重債務者相談に関する研修会を実施しましたか。 研修会の対象者、実施状況について、ご自由にご記入下さい。(前回調査時から変更点がない場合は回答不要)	
青森県	市町村職員、相談員等 参加者53名 平成23年5月23日開催
秋田県	対象者 県及び市町村の納税担当者 開催日 平成23年9月6日 内容 多重債務者への対応について
山形県	対象者:市町村、県の消費生活相談、税、福祉、精神保健等窓口担当者 実施状況・多重債務相談の基礎・自治体内窓口の連携について・震災後の対策
茨城県	平成23年9月22日に、市町村消費生活相談員に対して、日本貸金業協会より協会の 取り組み(生活再建支援カウンセリング等)について説明を受けた。
栃木県	市町の行政職員、相談員を対象に「多重債務相談マニュアル」に基づく説明を行うとともに、 弁護士とベテラン相談員を講師に招き、講演を行った。
千葉県	・市町村担当職員及び相談員 ・多重債務問題対策本部及び県庁内関係所属担当者
石川県	6月28日多重債務相談対応研修会実施(対象:市町消費者行政担当職員・相談員)
愛知県	「第1回多重債務相談研修会」日時:平成23年5月17日(火)、18日(水) 講師:弁護士及び 司法書士 参加者:県及び市町村の相談員等112名 「第2回多重債務相談研修会」日時:平成23年9月7日(水)、8日(木) 講師:弁護士及び司 法書士 参加者:県及び市町村の相談員等93名
滋賀県	地方税徴収および消費者行政担当者合同研修会 平成23年8月3日開催
大阪府	府内自治体担当職員を対象に、「依存症」に関する講演を行った。
愛媛県	多重債務者相談窓口担当職員・相談員向け研修(開催日時)23年4月22日(金)10:30~ 15:00(研修内容)多重債務対策の取組概要について 消費生活相談員等スキルアッ プ研修(開催日時)23年6月27日(月)10:30~16:00(研修内容)被害者の会による多重 債務相談の実務、特定調停・個人版民事再生・民事法律扶助制度、多重債務相談事例 研修
長崎県	H23. 9. 21に「借金問題に関するメンタルヘルス問題について」のテーマで、市町消費 者行政担当職員、相談員等を対象にした講座を開催
熊本県	市町村消費者行政担当者研修会 対象:市町村の消費者行政担当職員及び消費生活相談窓口業務担当者 年8回開催、そのうち2回(同じ内容を2会場で実施)は、県消費生活センター相談員及 び弁護士による多重債務相談の実務(相談マニュアル、債務整理)について講義を実 施。
宮崎県	日程:平成23年5月17日 対象者:県内市町村担当職員、消費生活相談員 講師:金融広報アドバイザー

Q14. 自治体の多重債務者相談窓口について広報活動を行っていますか。 自治体の広報紙への相談窓口掲載以外に行った広報活動をご記入ください。	
北海道	・道消費者安全課のホームページに掲載 ・キャンペーン期間中の新聞広告掲載、ラジオスポットCM放送
岩手県	・相談会リーフレットの作成及び配布、テレビ、ラジオ、新聞等による広報
宮城県	・ラジオ、新聞、情報誌を活用した。また、広報用ポケットティッシュを作成・配布した。
山形県	・県のホームページ、県政お知らせ番組等(新聞、ラジオ)
茨城県	・多重債務者相談窓口に関するちらしを作成し、各県税事務所や各種相談窓口等に配置した。
群馬県	・群馬県のウェブサイト、新聞広告、FMラジオ及びフリーペーパーに多重債務者向け無料法律相談会の開催案内を掲載したほか、年間スケジュールを記載したチラシを作成して市町村及び関係団体に配布することで、広くアピールを行い、各相談会への誘導を図った。
東京都	・東京都生活文化局消費生活部HP「東京くらしWEB」において、多重債務問題に関する情報提供・特別相談「多重債務110番」の実施に伴い交通広告、広報東京都、東京都消費生活センター情報誌「東京くらしねっと」での告知 ・リーフレットを作成し、各種イベントや連携機関に配布、地下鉄車内広告に掲載
神奈川県	・NHKFM放送 ・ホームページへの掲載
富山県	・チラシを配布、ホームページに相談窓口を掲載
石川県	・ラジオスポット放送、街頭キャンペーン
静岡県	・県広報番組(地元ラジオ局(中波)、地元FM局、コミュニティFM局)において広報。また、地元新聞に無料パブリシティによる掲載を行うほか、県発行の生活情報誌「くらしのめ」(14,000部)において広報を行った。
愛知県	・県民生活課Webページに掲載
京都府	・啓発チラシの発行
大阪府	・チラシを作成し、自治体窓口を中心に周知活動を行った。また、報道提供やホームページにおける周知を行った。
和歌山県	・自治体の広報誌に相談窓口を掲載したほか、テレビ・ラジオ等のスポット放送、銀行・信金ATMへのチラシ設置を実施。
鳥取県	・県税・県営住宅滞納家賃の督促文書に、相談窓口リーフレットを同封(随時) ・関係部署・市町村・図書館等に、多重債務等法律相談会の案内チラシを配架、HP掲載(毎月)
島根県	ホームページに掲載、リーフレットを作成配布、県庁前電光掲示板での表示。
山口県	・ラジオスポット等による広報
徳島県	・ホームページへの掲載、チラシの配布
高知県	・ホームページへの掲載(常時) ・新聞折り込み(9月14日 195,500部)
福岡県	ポスターは、県の相談窓口に掲示するほか、市町村にも送付しているが、活用状況は不明。また、効果も不明。
熊本県	・相談窓口の周知・啓発用カードの作成、配布。 ・県消費生活センターのホームページに相談窓口を掲載。 ・人権問題の事業主研修会において、相談窓口及びヤミ金対応のちらしを配布。 ・商工団体の研修会において、ちらしを配布、ヤミ金対策について説明。 ・地元月刊誌に多重債務者支援の取り組み、窓口を掲載。
宮崎県	・街頭キャンペーン、ラジオによる啓発
鹿児島県	・新聞等マスコミによる告知、県ホームページへの掲載

Q15.金融庁作成の多重債務者相談窓口周知ポスターの活用状況や、金融庁が実施している広報活動、以前活用を要請した回覧板等についてのご意見がありましたら、ご自由にご記入下さい。

ポスター等の活用状況について

福島県	・各市町村、県関係機関、福島県多重債務者対策協議会構成員、県内大型スーパー等への広報依頼。
茨城県	・多重債務者相談窓口周知ポスターについては、各自治体広報紙や回覧版への掲載等に御活用いただくよう各市町村消費者行政担当課あて依頼をした。
神奈川県	・ポスターを消費生活センター内に掲示し、来所者へPRを実施。
新潟県	・ポスターは県内消費生活センター及び市町村消費者行政担当課へ配布
長野県	・金融庁作成の多重債務者相談窓口ポスターを自治体に加え、長野県多重債務対策協議会の構成員等に配布した。
滋賀県	・ポスターは課の掲示板に掲示している。
奈良県	・県内の消費生活相談窓口一覧を県HPに掲載、チラシ配布
広島県	・ホームページ掲載、テレビ・ラジオによる広報
山口県	・市町や県消費生活センター等へポスターを配布し、掲示を依頼
高知県	・ポスターについては、庁内及び関係機関等での掲示や、市町村に対する配布や回覧の依頼等を行っている。
福岡県	・ポスターは、県の相談窓口に掲示するほか、市町村にも送付しているが、活用状況は不明。また、効果も不明。
佐賀県	・消費生活センター入口掲示 ・県庁舎内40箇所掲示 ・多重債務者対策会議構成機関・団体へポスター掲示等による広報の協力依頼を行いました。
長崎県	・ポスターは事務所入居ビル内に掲示、また、県内全市町に配布
熊本県	・ポスターは、市町村及び関係各課に配布、掲示依頼した。
宮崎県	・金融庁作成のポスターについては、市町村及び関係機関に配布して掲示への協力を求めている。
鹿児島県	・県のホームページに金融庁作成のポスターを掲載している。
沖縄県	・回覧板については情報提供を行い利用については市町村の判断に委ねている。

金融庁作成のポスターに関する意見

岐阜県	・「借金」と大きく書かれたポスターは分かりやすく庁内で掲示している。ただ、ポスターサイズが小さいので電話番号が少し見づらい。 ・相談者にとっては、「多重債務」より「返しきれない借金」について、専門家が無料で相談に応ずる旨の記載がわかりやすい。
高知県	・金融庁のキャンペーンポスターには、県の相談窓口、経済産業局、法テラスの掲載はあるものの、市町村についてはホットラインの掲載に止まっている。市町村窓口の認知度もあがるような記載をしてはどうか。

広報活動に関する意見

山形県	・ポスターは各自治体、県の窓口で掲示 ・依然として多重債務相談に訪れて初めて過払いに気がつく相談者がいる中、テレビ・ラジオCMで公的機関の相談窓口の周知が必要
静岡県	・ポスター、回覧板原稿とも身近な窓口の電話番号を広報できるデザインで掲出しやすい。
神奈川県	・TV、ラジオでの広報を実施すればよい。
愛知県	・強化キャンペーンのポスターについて、「家計の相談」という表現は、多重債務相談以外の相談者を窓口へ誘導してしまう可能性があるため、他の表現に再考されたい。

和歌山県	・キャンペーンに係る掲示物については、キャンペーンの開始時に間に合うように配布をしていただきたいと思います。
鳥取県	・ポスター等の送付前に、自治体の希望枚数を必ず確認してほしい。
愛媛県	・「多重債務者相談強化キャンペーン」について、毎年度、キャンペーン実施時期は同じ(9月1日～12月31日)であるにもかかわらず、実施決定が遅すぎる(8月末頃)ため、本キャンペーン期間中に本県が実施することとしている「多重債務者無料相談会」の周知にあわせて本キャンペーンの周知を行うことができず、効果的な周知ができていない。キャンペーンの実施については、年度当初に決定して欲しい。
高知県	・当県では、9月の自殺予防週間に合わせて相談会を開催しているため、現在の配付のタイミングより早期に配布いただけると、より活用が可能であると考え
熊本県	・多重債務者相談強化キャンペーンについては例年金融庁からの連絡等が遅いため対応に苦慮している。
宮崎県	・金融庁からのポスター配付に当たっては、各団体一律配付ではなく、事前に必要枚数を確認するなど、配付先のニーズを把握していただきたい。
沖縄県	・周知ポスターについては多重債務相談強化キャンペーンの開始に併せて配布できるように配慮していただきたい。
その他	
大阪府	・現状ポスター等で家計管理支援や生活再建支援等について広報が先行しすぎていて、実態が伴っていないのではないのでしょうか。広報は重要なのですが、まずそのような体制づくりを行う必要があるように思います。

Q16. 多重債務問題に関して、臨時の相談会の実施や、行政機関内外での連携など、特別に取り組んでいること(又は今後広げていきたい取組み)があればご自由にご記入下さい。(前回調査時から変更点がない場合は回答不要)

福島県	平成23年11月9日より福島県多重債務者対策協議会構成員に県内金融機関等8機関・団体を加え、協議会の連携を強化(広報、啓発、多重債務者の掘り起こし、相談窓口の誘導等)をしている。
群馬県	昨年度に引き続き、県内各市町村や弁護士会、司法書士会及び多重債務者支援団体等と協力して法律相談会を実施しており、今年度は計16箇所での「法律相談会」と計19箇所での「生活の建て直し相談会」の実施を予定している。また、後者については毎月2回を県で実施している。上記に加え、今年度は「法律相談会」のうち2箇所で開催を行うとともに、県庁内でも実施した。
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・特別相談「多重債務110番」の実施(9/4、5)(東京都及び管内区市町) ※「自殺防止！東京キャンペーン特別相談週間」との連携 ※東京三弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センター(法テラス)とともに、関係団体((財)日本クレジットカウンセリング協会、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会、財務省関東財務局東京財務事務所、日本貸金業協会、東京都生活再生相談窓口)の協力を得て実施。HP「東京くらしWEB」で特別相談の結果を公表しています。 ・「多重債務110番」等イベントへの臨時窓口の設置等の協力を予定している。
神奈川県	神奈川県労働局と連携し、多重債務者特別相談会を実施予定。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・「多重債務相談強化月間」 6月16、17日、県内消費生活センターや消費生活相談窓口と協同で実施。相談窓口の周知強化、特別電話相談(13件) ・「土日多重債務無料相談会」 6月25、26日、貸金業法完全施行から1年を機に、県弁護士会と連携して開催(14件) ・Q6で回答の「多重債務者支援機関一覧」の作成、配布
山梨県	<ul style="list-style-type: none"> ・県弁護士会・県司法書士会との共催により、10月と11月に夜間の無料法律相談会を開催予定。 ・財務事務所が中心となり県内の関係各機関が連携する、相談者誘導ネットワークの継続など。
長野県	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防対策関係者研修会で多重債務者対策について説明する等、保健福祉事務所等との連携を図った。 ・県弁護士会、県司法書士会と共同で、多重債務者無料相談会を開催・多重債務者無料相談会において、心の健康相談(自殺対策)を実施
滋賀県	債務に関する無料相談会の実施 事業者の多重債務問題について、商工政策課・商業振興課と連携を図っている。
大阪府	返済困難者支援対策として、貸金市場の再構築を検討する有識者会議を開催。また、相談方法に関する検討会議や個別相談案件に関する法務相談、アフターフォローに向けたグループワーキングを実施。その他、相談マニュアルや啓発リーフレットの作成、自殺対策の一環として金融経済教育などに関するシンポジウムの開催を検討中。
兵庫県	合同無料相談会の開催：弁護士・司法書士による債務整理を中心に、家計管理相談、こころの相談にも対応。事業者の相談にも対応。
奈良県	昨年度に引き続き、国が提唱する「多重債務者相談強化キャンペーン2011」期間中、無料相談会を11月22日(火)から28日(月)までの7日間、17会場で開催。多重債務者対策協議会主催で開催。(県、奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、葛城市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、奈良弁護士会、奈良県司法書士会、奈良財務事務所)
島根県	県弁護士会・県司法書士会と連携して、休日に県内各地で無料相談会を実施する。11月13日(日)2会場・12月11日(日)2会場。
愛媛県	愛媛弁護士会・愛媛県司法書士会と共催で無料相談会を開催している。日程は、23年9月12日(月)～9月15日(木)の4日間及び23年12月12日(月)～12月15日(木)の4日間

高知県	平成23年度多重債務者無料相談会及びこころの健康相談会の開催 日程:平成23年度9月11日から17日 会場:県内の各消費生活センター(高知市、南国市、四万十市、県) 相談件数:54件(面談40件、電話14件)
長崎県	11月と12月の1日と15日に、それぞれ長崎市と佐世保市において無料法律相談会及び無料電話相談を開催
熊本県	潜在化している相談の掘り起こしのために、先導的に行っている地方公共団体の職員を講師とし、徴収・督促事務を行う行政職員(県・市町村)を対象とした多重債務研修会を平成24年2月に実施することとしている。
宮崎県	消費者行政活性化基金を活用し、消費生活センターにおいて多重債務者支援アドバイザー(ファイナンシャルプランナー)による相談事業を実施している。
鹿児島県	・県弁護士会及び県司法書士会と連携した無料法律相談会の開催(県内5箇所)・県消費生活センターにおける多重債務弁護士相談(月1回)、一般弁護士相談(月2回)・県弁護士会や県司法書士会を構成員とする「多重債務者対策協議会」において、今年度から、ヤミ金融利用防止などを目的に、関係機関が連携して街頭でのヤミ金融のはり紙撤去を実施
沖縄県	無料相談会の実施、自殺予防キャンペーンとの連携など。県内の多重債務問題法律専門家のリストアップ準備中。今後、連携範囲に公租公課徴収部門などを加えるよう検討中である。

Q17.多重債務者相談業務について、現状の問題点や今後についてご意見がありましたらご自由にご記入下さい。(前回調査時から変更点がない場合は回答不要)

相談者等の状況等に関する意見

山梨県	・貸金業法が改正されて1年以上が経過したが、各相談窓口での多重債務相談件数は昨年度に比べて減っており、表面上は法改正の影響は出ていないように見える。しかし、借入が困難になった多重債務者の動向が見えてこない。これらの相談件数に挙がってこない多重債務者について、今後どの様にして相談窓口へ誘導していくか検討する必要があると思われる。
大阪府	・相談ケースについては生活環境や人間関係、個人の性癖等に起因するものなど問題が複雑化しており、解決までに時間を要するケースも多くなっている。

相談体制に関する意見

神奈川県	・ワンストップの相談が出来る機会がもっと増やせればよい。
------	------------------------------

広報・啓発活動に関する意見

栃木県	・多重債務相談は減少傾向にある。今後は金銭教育や生活支援制度の周知など、多重債務に陥る前の対応が重要であると考えます。
福島県	・多重債務者の相談は、減少傾向にあるため多重債務者の掘り起こしや多重債務者の生活再建等の相談強化が求められる。
高知県	・予防の見地から、関係機関と連携し学校等を対象とした法教育や金融経済教育にも取り組んで行く必要があると考えます。

関係部署・関係機関との連携に関する意見

群馬県	・相談件数は減少傾向にあるとはいえ、多重債務に苦しんでいる者の数そのものは依然として一定程度あるものと推測される。多重債務者については、その正確な数や実態の把握が困難であるため、今後も行政機関内外の関係部局との連携強化を進めながら、より積極的に多重債務者の掘り起こしに努め、相談会や専門家への確実な誘導體制を構築していく必要がある。
新潟県	・「多重債務」だけに焦点を置かず、関係機関が相談者を多角的にとらえ、その相談者が抱える問題を解決するための連携をしていく必要がある。(問題点の掘り起こし、支援機関への誘導等)
和歌山県	・多重債務問題についての理解は広がったが、未だ相談につながらない多重債務者の掘りおこしが必要であり、そのためには、さらなる問題への理解と関係機関の連携強化が必要である。
高知県	・相談窓口の広報のみに止まらず、身近な市町村で関係機関の連携による相談者の掘り起こしや、意識啓発を行う必要がある。

研修・担当者養成等に関する意見

高知県	・市町村窓口によって対応にばらつきがあり、今後も引き続き、相談に当たる市町村担当者のスキルアップを図る必要がある。
沖縄県	・貸金業監督、多重債務対策担当職員への研修等の実施。

相談者の生活再建・セーフティネット制度に関する意見

茨城県	・債務整理を終えた人々のその後の生活をどう立て直して行くかが多重債務問題の現状の課題であると感じる。債務整理の手続を開始すると同時に、家計管理や相談者の生活習慣の改善等の指導までフォローできる体制が、根本的な解決手段として必要であると考えます。
大阪府	・金融経済教育や個別カウンセリング、貸し手責任による借り手支援手法など社会政策的対応も必要と認識。

鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> ・債務整理後に、再び多重債務に陥ることを防ぐため、 1 相談者に対する生活再建(家計管理や就労支援)を指導する機関を明確化し、 2 セーフティネット(貸付)を充実することが必要と考える。
国・金融庁の取組みに対する意見	
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政活性化交付金の活用により、市町村の窓口が拡充されつつある。交付金活用期間終了後も、引き続き支援が必要である。
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・改正貸金業法が完全施行され、新たな多重債務者の発生は抑制されている。また、債務整理について広く知られ多重債務に関する相談件数も減少傾向にある。このように多重債務問題対策改善プログラムが出された平成19年頃と比べ状況は大きく変わっているが、国として今後どのように多重債務問題に取り組まれるのかお尋ねしたい。
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ・縮小しつつある貸金市場について金融庁の今後の経済政策動向に注目。
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ・多重債務対策に係る人員、予算面での地方支援措置
その他	
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政活性化基金終了後、現在実施している生活支援相談の実施方法等についてどうするか検討中。
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ・他国の取組みについて先進事例があればご教示いただきたい。